

入札公告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

令和8年5月28日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター所長 山下 秀幸

1. 調達内容

- (1) 調達件名 さんま棒受網漁法の省人省力化に向けた操業方法の改善に係る調査業務
- (2) 調達仕様 入札説明書による
- (3) 履行期限 令和9年3月5日
- (4) 履行場所 入札説明書による。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「調査・研究」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、地方公共団体を除く。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札方法及び提案書等の提出方法

- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 提案書等の提出方法 入札説明書のうち応札資料作成要領に定めるところにより、入札者は、提案書、誓約書及び提案書頁番号欄に該当頁を記載した評価項目一覧を、下記6.の入札書及び提案書等の提出期限までに提出場所に正1部を提出するとともに電子媒体にてメール送信すること。

4. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。入札説明書には、応札資料作成要領、評価項目一覧、評価手順書を含む。

①直接交付

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター開発業務課
電話 045-277-0179
FAX 045-277-0209

② 宅配便着払いによる交付

任意様式に「さんま棒受網漁法の省人省力化に向けた
操業方法の改善に係る調査業務入札説明書宅配便着
払いにて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電
話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

- ③ メールによる交付
任意書式に「さんま棒受網漁法の省人省力化に向けた
操業方法の改善に係る調査業務入札説明書メールにて
希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、
電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信するこ
と。

5. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和8年6月10
日までに上記4.あてにメール（アドレスは入札説明書に
記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質
疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行
うとともに当機構のホームページにて公表することにより
入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、
同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個
人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵
害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ
又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがあ
る。

6. 入札書及び提案書等の提出期限
及び提出場所

令和8年6月25日 17時00分

4.①に同じ

入札書及び提案書等は上記日時までに提出するが、開札は
提案書等の審査を終了した下記8.の日時及び場所にて行う。

7. 提案書等の審査

入札者が提出した提案書等は、評価項目一覧（提案要求事
項）に記載している評価基準に基づき、点数を決定する。評
価項目のうち必須項目については、全て満たなければ不合格
となる。

8. 開札の日時及び場所等

令和8年7月2日 13時30分

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25

GRC横浜ベイリサーチパーク 6階

国立研究開発法人水産研究・教育機構 会議室

開札後、価格点の計算及び技術点との合計作業があるため、
落札者の決定まで時間を要することがある。

また、上記7.で不合格となった者の入札書は、開札しな
い。

9. その他

- (1) 契約手続きにおいて
使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及
び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要。

- (5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で示す要求事項
のうち必須項目の要求を全て満たしている提案をした入札者
の中から、総合評価の方法をもって落札者を定めるものとす
る。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、そ
の者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそ
れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結するこ
とが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認め
られる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札
し、入札説明書等で示す要求事項のうち必須項目の要求を全
て満たしている提案をした他の者のうち総合評価の方法をも
って落札者を決定することがある。

- (6) 入札者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写
し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

- (7) 詳細は入札説明書による。

10. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{※注1}として再就職していること
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること^{※注2}
- なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
- ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
- ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 - ② 当機構との間の取引高
 - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 - ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）
- (5) その他
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

11. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件名

さんま棒受網漁法の省人省力化に向けた操業方法の改善に係る調査業務

2. 業務目的

現在、我が国におけるサンマの水揚げ製品形態の大部分は生鮮品（生さんま）で占められており、水揚げ後は鮮魚流通や加工用途のほか、一部は陸上凍結処理後に在庫保管される場合もある。生鮮水揚げが主体の我が国のさんま漁業において、昨今の海洋環境変動に伴う漁場遠隔化は、漁場往復日数の増加と漁場滞在日数の減少に伴う生産性低下や必要経費の増加による利益率の悪化をもたらされている。一方、さんま資源を同様に利用している諸外国の漁船では船凍品生産により長期間の漁場滞在を実現しており、我が国のさんま漁業においても船凍品生産による生産性向上に目を向ける段階にある。すなわち、国内へのサンマの安定供給を図るためには、海洋環境変化に柔軟に対応可能な新たな漁業生産体制として大型冷凍加工漁船の導入が想定される。

大型冷凍加工漁船は、現行の 199 トン型の大型さんま棒受網漁船を超える 300 トンから 500 トン程度の大規模な漁船が想定されるものの、人件費の抑制および担い手不足への対応として現行の大型さんま棒受網漁船と同等の乗組員数を見込んでいる。また、大型冷凍加工漁船では漁獲物の冷凍加工処理に相応の人員を要するため、現状では乗組員全員で対応しているさんま棒受網漁法の操業作業における省人省力化を図る必要がある。

本業務の目的は、さんま棒受網漁法の省人省力化に向けた操業方法の改善に係る調査として、新たな漁具漁法の確立に必要な取り組みを行うこととする。請負者は、国立研究開発法人水産研究・教育機構開発調査センター（以下、「開発調査センター」とする。）との協議結果や指示に基づき、本業務の目的を達成するために以下の項目に対応する。

（1） 大型さんま棒受網漁船および中型さんま棒受網漁船における操業時の省人省力化を図る方策の立案と各種検証

⇒まずは、現行のさんま棒受網漁船での省人省力化を図るための新たな漁具漁法を確立することで、将来的な実証操業に向けて必要な知見等を得る。

（2） 大型冷凍加工漁船における操業時の省人省力化を図る方策の立案

⇒次に、300 トンから 500 トン程度の大型冷凍加工漁船への適用を想定し、上記（1）で得られた知見等も活用しつつ、当該漁船での省人省力化を図るための新たな漁具漁法を確立する。

3. 納品場所

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25 GRC 横浜ベイリサーチパーク 6階
国立研究開発法人水産研究・教育機構 開発調査センター

4. 業務期間

契約締結日から令和9年3月5日（金）

5. 業務内容の詳細

- (1) 大型さんま棒受網漁船および中型さんま棒受網漁船における操業時の省人省力化を図る方策の立案と各種検証
 - 1) 大型さんま棒受網漁船および中型さんま棒受網漁船における現行の操業方法に関する情報を漁業者等との聞き取りにより適宜で収集した上で、その知見を踏まえつつ、省人省力化を図るための新たな操業方法について、最適な漁具および漁法の検討に加えて、必要となるウインチ等の漁労機器あるいは油圧機器類の選択や設計および漁船への配置検討を行うこと。新たな操業方法は、3パターン以上を創出すること。
 - 2) 前項1)の各検討結果に基づき、必要となる各種模型を作製の上で水槽実験を行うこと。水槽実験の様子は、適宜で写真および動画で記録すること。
 - 3) 前項2)の水槽実験の結果に基づき、中型さんま棒受網漁船での使用を想定する新規漁具を設計した上で実漁具の試作を行うこと。なお、設計図となる網図面と仕立て図面をそれぞれ作成し、また、実漁具は、索具類一式、環類一式および網部分一式などの実操業に必要な資材を全て含むこと。
 - 4) 開発調査センターが手配した中型さんま棒受網漁船を訪船し、前項3)で試作した新規漁具の運用を想定した場合の問題点等について、中型さんま棒受網漁船の乗組員からの聞き取り調査も行った上で整理し、実用化に向けた課題を抽出すること。なお、中型さんま棒受網漁船の出入港場所は北海道厚岸町を想定する。
 - 5) 上記1)～4)で得られた成果を取りまとめた報告書を作成すること。
- (2) 大型冷凍加工漁船における操業時の省人省力化を図る方策の立案
 - 1) 大型冷凍加工漁船の操業時の省人省力化を図るための方策を立案するための予備情報を蓄積するため、想定される規模の大型漁船が運用されている台湾および中国の漁船の実態把握を行うこと。実態把握の際は台湾などの現地を訪問して船内見学および関係者からの聞き取り調査を行うとともに、船上および船内の様子を記録した写真等を得ること。なお、可能であれば、訪問した漁船の要目表および一般配置図を収集するとともに、漁獲物の船内処理の方法やそのための設備等の情報を得ること。

- 2) 前項 1) で得られた知見等を参考に、大型冷凍加工漁船の新たな棒受網漁法の操業方法として、最適な漁具および漁法の検討に加えて、必要となるウインチ等の漁業機器あるいは油圧機器類の選択や設計および漁船への配置検討を行うこと。新たな操業方法は、1 パターン以上を創出すること。
- 3) 前項 2) の各検討結果に基づき、必要となる各種模型を作製の上で水槽実験を行うこと。水槽実験の様子は、適宜で写真および動画で記録すること。
- 5) 上記 1) ～ 3) で得られた成果を取りまとめた報告書を作成すること。

6. 業務の進め方

請負者は、以下の点を考慮して本業務を進めること。

- (1) 契約締結後、直ちに業務実施計画の協議を開発調査センターと行うこと。また、業務実施に係る各種検討の際は、開発調査センターとの協議を経ること。
- (2) 本業務の期間中、毎月月末までに、業務進捗を担当職員に電子メールにて報告すること。報告の際は任意様式の書面にて行うこと。
- (3) 水槽実験を行う際には、事前に開発調査センターへ連絡し、実施日を協議した上で、開発調査センターの担当職員の立ち会いが可能な日程で実施すること。
- (4) 本業務の中間報告会を令和 8 年 10 月末までに 1 回行うこと。中間報告会はプレゼンテーション方式とし、プレゼンテーションに用いた資料等を担当職員に共有すること。また、本業務の最終報告会を契約完了日までに行うこと。最終報告会はプレゼンテーション方式とし、プレゼンテーションに用いた資料等を担当職員に共有すること。なお、中間報告会および最終報告会のいずれも、担当職員の指示する日時において東京都内で開催することとし、請負者は日程調整に応じること。

7. 企画提案書の提出

- (1) 本業務の請負を希望する者は企画提案書を提出することとし、企画提案書には以下の項目の内容を必ず含めること。詳細は別添の応札資料作成要領を参照のこと。
- (2) 上記 5. 業務内容の詳細に記載された各業務の内容に応じて想定される具体的な調査の実施計画を詳細に説明すること。
- (3) 上記 5. 業務内容の詳細に記載された各業務以外に、本業務の目的を達成するために有益な調査内容を必要に応じて提案し、具体的な調査方法を説明すること。
- (4) 請負者による過去の水槽実験の様子の写真や動画を併せて提出することは妨げない。

7. 成果物

本業務の成果物として、本業務で得られた全ての情報やデータ、知見等を取りまとめた報告書を担当職員に提出すること。報告書の様式は任意とし、電子ファイルにて提出すること。

8. その他

- (1) 詳細については担当職員の指示に従うこと。
- (2) 請負者は、本業務により知り得た事項や情報等を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本業務で得られた全ての情報や知見等および成果物等として提出された各種書面や資料および報告書は開発調査センターに帰属する。
- (4) 本業務で取得した全ての写真や動画等は成果物として全て担当職員に提出すること。
また、提出された全ての写真や動画等の著作権は開発調査センターに帰属する。
- (5) 国外市場調査に係る海外視察等が社会情勢の変化等により困難となった場合は、代替手段を含め、双方協議の上、対応を決定する。